

環境配慮契約法基本方針等に関する提案募集 募集要領

1. 提案募集の目的・概要

(1) 環境配慮契約法に基づいて定められている基本方針及び解説資料(基本方針等)について、基本方針等において環境配慮の内容や手続等を具体的に定める契約類型の追加や既存の契約類型の見直し等に係る検討の参考とするため、基本方針及び解説資料に関する提案を募集します。

※環境に配慮された製品やサービスの開発や普及を促進するため、数年後を目途に基本方針等に位置付けることが見込めるものについても、その開発普及動向等を踏まえ、可能な限り検討したいと考えております。このため、数年後を目途に市場化が見込まれる製品等を念頭においた提案も受け付けることとします。

(2) 本提案募集は、特定の商品を御提案いただくものではなく、また、商品の審査及び認証を行うものでもありません。

(3) 基本方針・解説資料をはじめ、環境配慮契約に関する情報は、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

2. 提案資料の提出及びヒアリング

(1) 提出資料

「記入要領」に従い【様式0～2】に必要事項を記載し、以下①～⑤の資料を御提出ください。

<提出資料>

- ① 提案契約自己チェック票 【様式0】 提案契約ごとに 3部
- ② 環境配慮契約提案書 【様式1】 提案契約ごとに 3部
- ③ 提案契約の具体的内容 【様式2】 提案契約ごとに 3部
- ④ 上記③の記述の根拠となる資料(様式不問) 提案契約ごとに 3部
- ⑤ 上記①～④の電子ファイルを保存した CD-R 1部
 - 環境省ホームページよりダウンロードした提案様式のファイル(「様式0～2.xls」)に必要項目を入力し、CD-Rに保存したものを提出してください。
 - CD-Rには必ず提案団体名を記載し、事前に必ずコンピュータウイルス検査を実施してから提出してください。
 - なお、電子ファイルの提出が困難な場合、その旨を記載した文書を提出してください。

(2) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

① 提出方法

提案資料は、郵送又は持参により提出してください。メール又はFAXにより提出されたもの、期限を過ぎて提出されたものは受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

郵送による場合は、封筒に「環境配慮契約提案資料在中」と記載してください。

②提出期間

受付開始：平成22年5月28日（金）

受付締切：平成22年6月25日（金）

※ 郵送による場合は、平成22年6月25日（金）消印有効

※ 持参による場合の受付時間は、平日の9:30から17:30まで

③提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階

環境省 総合環境政策局環境経済課 グリーン契約推進係

（最寄り駅）東京メトロ霞ヶ関駅

（所在案内）<http://www.env.go.jp/annai/map.html>

（3）提案者へのヒアリング

必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し（於：東京）、提案内容の確認等をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途御連絡させていただきます。

3. 提案に当たっての留意事項

（1）検討に当たっての基本的考え方

基本方針等の検討に当たっての主な観点は以下のとおりです。

① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること

- 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
- 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及によるコスト低減が見込まれること

② 温室効果ガスの排出削減効果が確認できること

- 温室効果ガスの排出削減効果が客観的に確認できること（温室効果ガスの排出削減効果について科学的知見が十分に整っていること）

なお、環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の実施義務対象機関は、国及び独立行政法人等であり、国及び独立行政法人等による調達がない、または極めて少ないものに関する提案については検討の対象外となります。

（2）提案者の提供する情報の取り扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。

万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合、又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

（3）グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集との関係

本募集の対象は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する類型・契約において環境への配慮を行う具体的方式等です。一般的な物品や役務の購入に関する環境性能を担保するための提案については、同日付で環境省から記者発表した「グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について」により御提案ください。

4. 基本方針等の検討の進め方

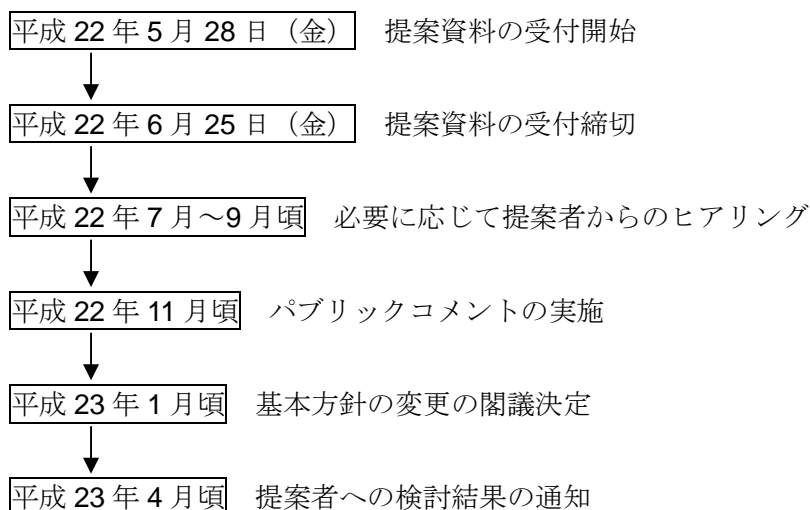
(1) ヒアリングの実施

提案資料に基づく所要の検討後、必要に応じて提案者からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途日時や場所等を連絡します。

(2) 検討結果の通知

提案についての検討結果については、環境省から提案者に対して通知します。

(3) 検討スケジュール（予定）



5. その他

(1) 追加資料の提出等

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出等をお願いする場合があります。

(2) 提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等の際の交通費は、提案者の負担とします。

(3) 提案資料の取り扱い

提案資料は、以下の目的以外には無断で使用しません。また、提案資料は返却しません。

- 基本方針等の改定の検討、作成及び公表
- パブリックコメント
- 検討結果の公表

(4) 提出資料に使用する物品

提出資料に使用する物品は、可能な限り「環境物品等の調達に関する基本方針」に沿った物品を使用してください（各様式用の紙、CD-R のケース等）。また、紙の印刷を両面にするなど、提出に当たっての環境負荷低減に御協力ください。

(5) 問い合わせ先

環境省 総合環境政策局環境経済課 担当：鈴木、松田

TEL: 03-5521-8229 FAX: 03-3580-9568 E-mail: ek@env.go.jp